

保険料基準段階の変更について

■変更の内容

- ・今回、国は、基準所得金額の改正を予定しています。
 第6段階と第7段階を区分する基準所得金額 120万円
 第7段階と第8段階を区分する基準所得金額 200万円
 第8段階と第9段階を区分する基準所得金額 300万円
- ・市は国の改正を踏まえ、第9段階以降細分化し第11段階に変更する予定です。

対 象 者	所得段階名	国の基準	市の段階名	市の基準
生活保護受給者、老齢福祉年金受給者で世帯全員が市民税非課税 世帯全員が市民税非課税で、課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円以下の人	第1段階	0.45	第1段階	0.45
世帯全員が市民税非課税で、課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円超120万円以下の人	第2段階	0.75	第2段階	0.65
世帯全員が市民税非課税で課税年金収入と合計所得金額の合計が120万円を超える人	第3段階	0.75	第3段階	0.75
世帯の中に市民税課税の人がいるが、本人は市民税非課税で、課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円以下の人	第4段階	0.90	第4段階	0.90
世帯の中に市民税課税の人がいるが、本人は市民税非課税の人	第5段階 (基準段階)	1.00	第5段階 (基準段階)	1.00
本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の人	第6段階	1.20	第6段階	1.20
本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上 200 190万円未満の人	第7段階	1.30	第7段階	1.30
本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が 200 190万円以上 300 290万円未満の人	第8段階	1.50	第8段階	1.50
本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が 300 290万円～400万円未満の人	第9段階	1.70	第9段階	1.70
本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が400万円～600万円未満の人			第10段階	
本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が600万円以上の人			第11段階	